

平成十四年法律第九十四号

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）  
第二章 役員及び職員（第六条～第十条）  
第三章 業務等（第十二条～第十九条の二）  
第四章 雑則（第二十条～第二十三条）  
第五章 罰則（第二十四条～第二十五条）  
附則

第一章 総則

（目的）  
第一条 この法律は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機関の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（機構の目的）  
第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機関とす

（第一条）  
第三条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、水素の製造等、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給並

びに風力の利用に必要な風の状況の調査その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、水素資源、地熱資源、風力資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

（中期目標管理法人）  
第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。  
（事務所）  
第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。  
（資本金）  
第五条 機構の資本金は、石油公團法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第三号）に規定するものとする。

法律第九十三号。以下「廃止法」という。）附則第四条第三項及び第五条第四項の規定並びに災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）附則第五条第三項及び第六条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額を改定する。この場合において、政

府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

この場合には、当該出資した金額の全部又は一部が第十七条第一項の信用基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（第二章）  
役員及び職員

（役員）  
第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（役員及び職員の地位）  
第十一章 業務等

（業務の範囲）  
第一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化、金属鉱物の探鉱及び採掘等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利の取得（機構以外の者によるこれらの方の権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的としたときには、その出資額により資本金を増加するものとする）。

（第二章）  
役員及び職員

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（役員及び職員の地位）  
第十一章 業務等

（業務の範囲）  
第一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第二章）  
役員及び職員

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（役員及び職員の地位）  
第十一章 業務等

（業務の範囲）  
第一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第二章）  
役員及び職員

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を掌理する。

（理事）  
第二条

（役員）  
第六条 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）  
第七条 副理事長は、理事長の定めるところによ

り、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業

務を









(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等)  
**第五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時において現に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」という。)が有する権利及び義務であつて、附則第二十一条の規定による改正前の開発機構法(次条において「旧開発機構法」という。)第十五条第一項第七号及び第十一号(附則第十六条の規定による改正前の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十二条第二号(地熱の探査及び地熱資源の開発に係る部分に限る。)及び第三号(地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地

2 機構は、この法律の施行の際に第三条の規定による改正前の機構法第十一項第一項第十号の規定により管理を行つてゐる国家備蓄石油については、第三条の規定による改正後の機構法第十一項第十号の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、従前の例により引き続き管理を行ふことができる。

**第三条** 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「旧備蓄法」という。）第三十一条の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に管理を委託している旧備蓄法第二条第十項に規定する国家備蓄石油（旧備蓄法第二条第二項に規定する指定石油製品に限る。以下この条において同じ。）については、新備蓄法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日前に新備蓄法第二十九条の規定に基づき当該国家備蓄石油の管理を新備蓄法第五条第一項に規定する石油精製業者等に委託した場合には、当該委託の日。次項において同じ。）までの間は、引き続き機構にその管理を委託することができ

3 義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項の規定により積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧開発機構法附則第十二条第二項に規定する石炭経

**第六条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時において現に開発機構が有する権利及び義務であつて、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

3 を受けなければならない。

第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計畫書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 前項の資産の価額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

6 開発機構は、第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第三項の規定により機構に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

**第八条** 附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

**第九条** この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に

第二条の規定（機構法第十一項第一項第九号に掲げる業務及び同条第三項の業務に係る部分に限る。）は、平成二十四年十月一日以後に行われる機構法第十一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分について適用し、同年九月三十日以前に行われる同条第一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分については、なお従前の例に

総額の際、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する石炭経過勘定に属する資本金の額により定する資本金を減少するものとする。

6 第二十九条第二項第一号に掲げる規定の施行日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）に係る旧開発機構法附則第十三条の規定による納付金の納付その他積立金及び貸付金の償還金の処分については、機構が從前の例により行うものとする。

7 前条第二項の規定は第一項の承継計画書について、同条第四項及び第五項の規定は第二項の資産の価額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「附則第一条第二号」とあるのは、「附則第一条第三号」と読み替えるものとする。

8 (区分経理に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令等への委任) 第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

く政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(施行期日) 七号抄  
**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十一条の規定 公布の日  
(処分等の効力)  
**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づ

一・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。附則第五条において「開発

質構造（熱源の状況を含む。）の調査に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる業務

過勘定において、積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に

にした行為に対する罰則の適用については、な  
お従前の例による。



